

【女性】

基本方針

〈現状〉

- 平成27年(2015年)に開催された国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」では、17の目標の一つに「ジェンダー平等の実現」が掲げられるなど、国際的なジェンダー平等の取組は継続して積極的に進められています。
- 世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数※2024」では、日本の順位は146か国中118位(前年は146か国中125位)となっており、特に経済分野(120位)と政治分野(113位)の順位が著しく低くなっています。

※ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが公表している、各国における男女格差を測る指数。「経済」、「政治」、「教育」、「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示す。

- 国においては、平成30年(2018年)には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国会及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことが基本原則として定められています。
- 国においては、男女共同参画社会基本法に基づき令和2年(2020年)に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました(令和5年(2023年)一部変更)。この計画では「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」が強調され、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会の実現を目指しています。
- 国においては、令和6年(2024年)に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)が施行されました。「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行うことが定められています。
- 県においては、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)を計画期間とする「第4次兵庫県男女共同参画計画」(ひょうご男女いきいきプラン2025)が策定されています。この計画は「男女共同参画社会基本法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」を踏まえて策定されたものであり、「男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会(=男女共同参画社会)の実現」を目指しています。
- 本市においては、男女共同参画社会の形成に向け、市民及び事業者等と市が一体となった取組をより一層積極的に展開するため、男女共同参画に関する基本理念やそれぞれの役割を明確にするとともに、市の実施する基本的施策を定めた「姫路市男女共同参画推進条例」を平成28年(2016年)に制定しました。また、令和5年(2023年)3月には「姫路市男女共同参画プラン2027」を策定し、「女性の人権」に関する講座・講演会等の開催をはじめ、男女共同参画社会の形成に向けた各種施策を展開しています。

○本市の「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をみると、各分野における男女の地位について「学校教育の場」においては比較的男女平等という意見が多くなっています。しかし、「政治の場」や「社会通念、慣習・しきたり」ではそれぞれ市民の約8割が、男性の方が優遇されていると感じています。

○市民意識調査によると、「男性は外で働き女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよい」といった固定的な性別役割分担意識※や「性的な冗談も時には職場の潤滑油になるのだからいちいち気にする必要はない」といったセクシュアル・ハラスメントについて、約2割が肯定的に回答しています。また、「結婚すれば妻は夫の姓を名のるが自然だ」は約6割が肯定的に回答しています。

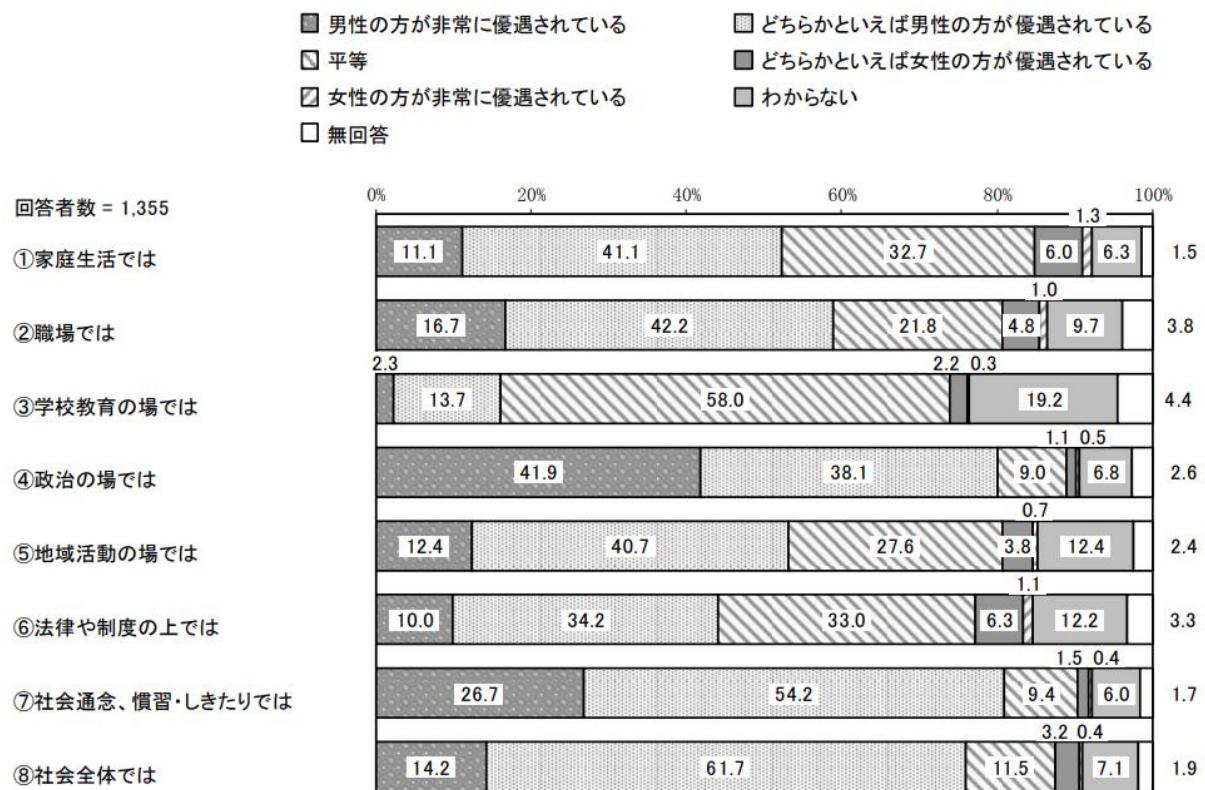
※固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割

の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けることをいう。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決める例である。

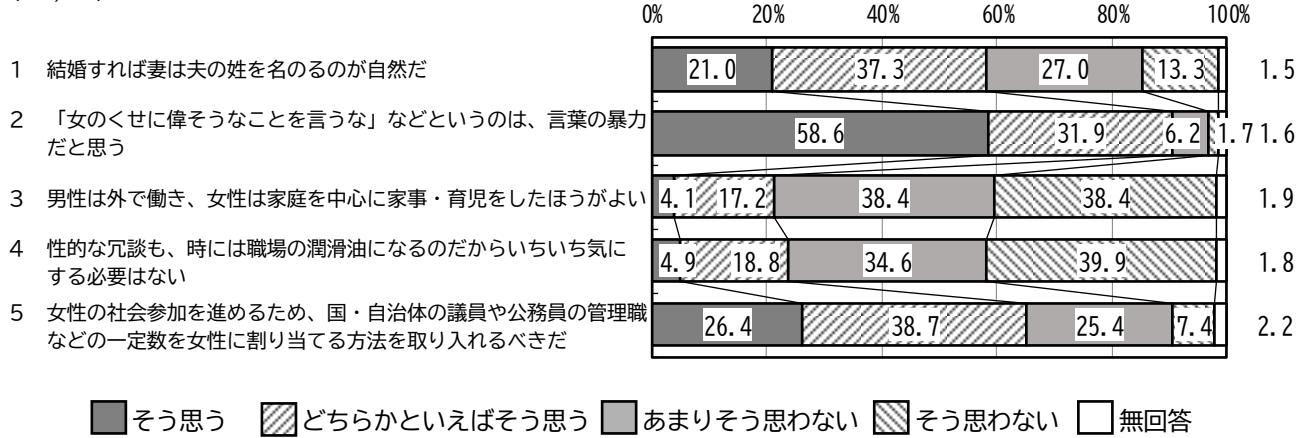
男女の地位について



出典：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

女性の人権について

(n=1,202)



出典：人権についての姫路市民意識調査（令和4年2月）

〈課題〉

- 性暴力や、セクシュアル・ハラスメント、職場におけるマタニティ・ハラスメント等、女性に対する暴力やハラスメントについて対策が求められます。なお、これらの暴力やハラスメントは男性や性的マイノリティが被害者となるケースもあり、広い視点を持って対策を行っていく必要があります。
- 「姫路市男女共同参画推進条例」では、附属機関等における構成員について、男女それぞれの構成員の数がその総数の10分の4以上となるよう努めることが規定されており、条例制定後、本市の附属機関等における構成員の女性比率は、令和5年度末で36.3%まで上昇するなど着実に改善してきました。しかし、現状では女性委員の数が0名の機関もあり、「姫路市男女共同参画推進条例」に基づき、市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組みます。

〈教育及び啓発の方針〉

男女の人権尊重を基調とする男女共同参画社会の形成を目指し、社会のあらゆる制度や慣行を対象に、男女共同参画の視点を反映させ、固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。女性と男性が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野で活動する機会が確保され、政治的、経済的、社会的、文化的にも等しく利益を受けることができ、同時に共に責任を担う社会の形成に向け、講座・講演会の開催などによる男女平等意識の育成や女性の能力開発を図ります。また、附属機関等における構成員への女性の積極的登用や女性に対する暴力防止などに取り組みます。

〈事業の柱〉

- ①人権尊重を目指す市民意識の醸成
- ②男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- ③政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ④雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ⑤生涯を通じた心身の健康づくり



実施計画

〈事業の柱〉

- ①人権尊重を目指す市民意識の醸成
- ②男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- ③政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ④雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ⑤生涯を通じた心身の健康づくり

〈事業一覧〉

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
①人権尊重を目指す市民意識の醸成		
女性の人権についての理解促進	女性であることで生じている差別について、市民に分かりやすい啓発を行うとともに、女性の人権尊重に関する情報提供を行う。また、法的・政治的に保障される自らの権利について、知識とそれを活用する能力を養う学習機会を提供する。	男女共同参画推進センター 人権啓発課 人権啓発センター 人権教育課
男女共同参画の推進、女性の自律・自立に向けたエンパワメント※の推進	男女共同参画社会の実現は女性のみならず、男性や子どももより暮らしやすくなるものであることへの理解が促進されるよう、あらゆる人を対象とした多様な施策を推進する。また、女性の自律(自分のことを自ら決定し、実行する力の確立)と自立(他者に依存することなく、はつらつと生きる力の確保)に向けた意識啓発を進める。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター 人権啓発課 人権啓発センター 保健所健康課
	<p>※エンパワーメント (エンパワメント)</p> <p>一人一人がその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況等を変えていく力を身に付けることを意味する。例えば、女性の場合、ジェンダー意識により発揮することを妨げられていた潜在的能力を開発し、経済力のみならず、政治的・社会的な意思決定の場における発言力など、様々な場面で自己決定できる力を持つことを意味する。</p>	
「人権文化」の定着	男女共同参画の意識や現状を把握するための調査や情報の収集、提供に努める。また、市の刊行物等の表現についてジェンダーに敏感な視点から点検を行うことはもちろんのこと、地域の団体や事業者等に対しても自主的な取組を促していく。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター 人権啓発課 人権啓発センター
あらゆる暴力の根絶	あらゆる暴力は重大な人権侵害であるという意識を醸成するため、「姫路市男女共同参画プラン」や「姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画」に基づき、啓発・教育の推進、相談体制の充実、被害者の安全確保や自立支援体制の充実など総合的な支援に取り組んでいく。	男女共同参画推進センター 福祉総務課 こども支援課 労働政策課

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
②男女共同参画を推進する教育・学習の充実		
男女共同参画の視点に立った生まれる前からの保育・教育の推進	乳幼児期における家庭教育や保育所・幼稚園・認定こども園での保育・教育の場面で、一人一人の能力や個性が發揮できるよう、ジェンダーに捉われない視点を養っていく。また、子どもが生まれる前の保護者に向けても意識啓発を行う。	男女共同参画推進センター こども支援課 こども保育課 保健所健康課 こどもの未来健康支援センター 学校指導課 人権教育課
男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	学校教育において、男女の平等や相互の理解・協力について適切に指導を行うとともに、隠れたカリキュラム※の見直しや教職員の研修により、男女平等の視点に立った生徒指導・進路指導を推進する。また、自らの考えや立場を伝え、互いに理解し合う能力や主体的に進路を選択する能力を育成する。 ※隠れたカリキュラム 教育する側が意図する、しないにかかわらず、学校生活を営むなかで、児童生徒自らが学びとしていく全ての事柄をいう。	学校指導課 人権教育課 教育研修課
生涯学習での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	学習活動等のリーダーとなる人材の育成、ジェンダーに捉われない講座など、誰もがいつでも参加できる教育・学習機会の提供や情報提供を充実させるとともに、ジェンダーに敏感な視点で情報を主体的に読み解き、発信する能力の向上を図る。また、若い世代に向けた意識啓発を推進する。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター 人権啓発課 人権啓発センター こども支援課 生涯学習課
③政策・方針決定過程への女性の参画促進		
あらゆる分野における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進	企業をはじめ様々な民間組織において、女性差別の積極的改善措置の浸透を支援する。また、市の審議会等方針決定の場への女性の積極的な登用、女性の管理職への登用を促進する。	人事課 研修厚生センター 男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター
地域社会での男女の対等な関係づくりと、活動への共同参画	生活に密接に関連する地域社会において、男女が共に主体的に関わることができるよう、意識啓発や環境整備に重点的に取り組む。さらに、地域団体の方針決定に関わる場への女性の積極的な参画を進めるよう働きかけを行うとともに、地域の女性団体の活性化に向けて支援を行う。	市民活動推進課 男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター 生涯現役推進室 生涯学習課

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
④雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保		
労働の場における男女平等の徹底	<p>「男女雇用機会均等法」、「ILO156号条約※」など労働と家庭的責任に関する法律やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止のために事業主が配慮すべき事項について理解を広める。また、女性自身が職業能力の開発・向上に主体的に取り組むことができるよう、各種講座の開催や情報提供等を行うとともに、起業や再就職をはじめ新たな分野やさらなる活躍に向けてチャレンジする女性を支援する。</p> <p>※ ILO156号条約 正式名称を「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（家族的責任条約）」といい、家族などの面倒をみながら就労する労働者に対し、その労働機会と待遇の平等を実現し、家族的責任・職業的責任の両立を図るため、各種の保護や便宜を提供することを求める条約。</p>	男女共同参画推進センター 産業振興課 労働政策課
男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	育児休業、介護休業制度の普及定着を推進するとともに、仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発など、様々な活動を自らの希望するバランスで、選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス※の普及に努めるほか、事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発、情報提供を行う。また、多様な生き方、多様な能力発揮の場が可能になる環境づくりを支援する。 <p>※ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和。性別・年齢を問わず、働く全ての人々が、「仕事（ワーク）」と、家庭生活、地域活動、自己啓発といった「仕事以外の生活（ライフ）」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。誰もが働きやすい仕組みをつくり、多様な生き方が選択、実現できるような社会の実現を目指す。</p>	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター 産業振興課 労働政策課

⑤生涯を通じた心身の健康づくり		
「性と人権」についての意識啓発	<p>⑦発達段階に応じた適切な性教育を行うとともに、若年層も視野に入れて、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※)と、将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合う「プレコンセプションケア※(プレコン)」の考え方の普及を図り、「性と人権」に関する意識を啓発し、デートDV予防に関する対策も講じていく。また、様々なメディアによる性や健康に関する情報提供や学習機会を提供するとともに、「性の商品化」は、女性への蔑視と差別を助長するものであることを啓発する。</p> <p>※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ リプロダクティブ・ヘルスとは、一般に「性と生殖に関する健康」と訳され、性や出産に関して身体的にも精神的にも健康で本人の意思が尊重されること。またその際に、自分の身体に関するここと(子どもを産むかどうか、産むとすれば何人までを産むかを決定する自由など)を自分で決められる権利のことをリプロダクティブ・ライツと言う。</p> <p>※プレコンセプションケア プレ(pre)は「～の前の」、コンセプション(conception)は「受精・懷妊」で、プレコンセプションケアは「妊娠前の健康管理」という意味で用いられる。プレコンセプションケアには①若い世代の健康を増進し、より質の高い生活を実現する、②若い世代の男女が将来、より健康になる、③①の実現によって、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にする、という目的がある。</p>	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター こどもの未来健康支援センター 健康教育課
女性の健康の保持・増進への支援	<p>①就学前の幼児期を含め、発達段階に応じて、「自他の生命を大切にし、互いの生き方を認め合う子の育成」を目指した性教育を実施する。また、人間の性を科学的に学び、生理的・心理的・社会的側面から総合的に捉えるとともに、人間尊重の精神に基づいて全ての人の人権が尊重され、家庭・社会の中で共に生きる資質や能力の育成を図る。</p> <p>②令和6年(2024年)3月に改訂された「性教育指導の手引き」を活用し、発達段階に応じた系統立てた指導を実践していく。</p>	
	女性の身体と心の健康に対応した多様な相談体制を築いていく。また、ライフステージにより異なる女性特有の健康問題への理解を深め対応していくよう、女性の身体と心の健康に対する多様な相談体制を築いていく。特に若い世代に対して、将来の自身の健康やライフプランに関心を持ち、健康づくりに取り組めるよう支援を行う。	こどもの未来健康支援センター 保健所健康課

計画の進捗評価指標

事業名 指標	基準値	目標値 (令和 11 年度)	目標設定理由
〈あらゆる暴力の根絶〉 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(D V 防止法)」の認知度	73.9% (令和 3 年度)	90%	D V 防止法を広く周知し D V に対する理解を深めることにより、女性に対する暴力を根絶する。 (5 年に 1 度の「男女共同参画に関する市民意識調査」で確認)
〈あらゆる分野における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進〉 審議会等委員の女性比率	36.3% (令和 5 年度)	40~60%	姫路市男女共同参画推進条例に定められた審議会等委員の女性比率の順守に取り組み、男女共同参画を推進する。
〈あらゆる分野における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進〉 女性委員がいない審議会等の割合	5.6% (令和 5 年度)	0%	姫路市男女共同参画推進条例に定められた審議会等委員の女性比率の順守に取り組み、男女共同参画を推進する。

計画改定で目指すべき成果指標	成果指標の測定方法	主管課
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(D V 防止法)」の認知度を90%とする。	令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」でD V 防止法の認知度が73.9%であった。 令和8年度に実施予定の同調査で90%を目標とする。	男女共同参画推進課 福祉総務課 こども支援課
審議会等委員の女性委員比率を40～60%とする。	市民活動推進課が取りまとめる附属機関等調査(令和6年3月31日現在)で審議会等委員総数における女性委員の比率が36.3%であった。 次年度以降の同調査で40～60%を目標とする。	男女共同参画推進課
女性委員がない審議会等を0%とする。	市民活動推進課が取りまとめる附属機関等調査(令和6年3月31日現在)で女性委員がない審議会等の割合が5.6%であった。 目標年度までの同調査で0%を目指す。	男女共同参画推進課